

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう！！

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。

保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう。（納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります。）

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認されると、保険料の納付が免除される申請免除制度があります。

申請免除制度には、保険料の全額が免除される全額免除と、保険料の一部を納付し、残りの保険料が免除される一部納付があります。

一部納付には、4分の1納付、半額納付、4分の3納付の3種類があります。本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定以下の場合に、全額免除または一部納付が承認されます。

また、退職（失業）を理由とした特例免除制度もあります。特例免除制度は、退職（失業）した年度及び翌年度に限り、利用することができます。

制 度	申請できる年 齢	前年度所得の審査となる人	承認期間中に納付する保険料	将来老齢基礎年金をもらうときには	
				平成 21 年 3 月以前の保険料免除期間	平成 21 年 4 月以後の保険料免除期間
全額免除	20 歳～60 歳未満	本人・配偶者・世帯主	月額 0 円	承認期間は3分の1の金額が反映	承認期間は2分の1の金額が反映
4分の1納付			月額 3,760 円	承認期間は2分の1の金額が反映	承認期間は8分の5の金額が反映
半額納付			月額 7,510 円	承認期間は3分の2の金額が反映	承認期間は4分の3の金額が反映
4分の3納付			月額 11,270 円	承認期間は6分の5の金額が反映	承認期間は8分の7の金額が反映

※免除承認期間から向こう10年以内に追納ができます。ただし、承認されてから3年度目以降は加算金が付きません。

■問合せ・室蘭年金事務所（お客様相談室） ☎0143-50-1004
 ・洞爺湖町住民課住民・戸籍年金グループ ☎0142-74-3002



秋のヒグマに要注意

10月31日まで「ヒグマ注意特別月間」です。収穫の秋、この季節山に山菜採りなどに出かける方が増えます。くれぐれも事故に遭わないよう注意してください。

北海道環境生活課自然環境係
 ☎0143-24-9577

町 議会議員が地域に出て、広く町民の皆さんとひざを交えて懇談する機会を設けました。全議員が出席し、町民の皆さんと日ごろ感じていたり、町政に反映させたいことなどを忌憚（きたん）なく話し合いたいと考えています。多数の町民の皆さんの参加をお願いします。日程は次のとおりです。詳細は、議会事務局（☎74-3011）へ。

開催地域	洞爺地域	温泉地域	本町地域
日時	平成 23 年 10 月 27 日 (木) 午後 6 時～午後 8 時	平成 23 年 10 月 28 日 (金) 午後 2 時～午後 4 時	平成 23 年 10 月 28 日 (金) 午後 6 時～午後 8 時
会場	洞爺総合センター 2階会議室	洞爺湖温泉支所 町民ホール	洞爺湖町役場 3階 302 会議室

町民と議員の懇談会を開催します